

平成26年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（第1回）幹事会 開催結果の概要

- 日 時：平成26年7月16日（水） 13:00～15:00
- 場 所：低層棟2階アイホール
- 出席者：10省庁等、4県、56市町村、3特殊法人等 約160名

◆議 事

(1) 平成25年度までの取組状況について（最終報告）

以下の項目について、事務局より現状を報告し、幹事会の了承を得た。

1) 協議会の活動状況について

- ・各県ブロック協議会と連携し、品質確保に必要な情報提供及び意見交換等を実施
- ・自治体支援（工事検査の臨場）については、継続して実施。（H26も直轄工事を案内中）
- ・自治体支援（国県等既存研修制度の活用、学識経験者として国県職員の派遣等）は、例年並みの活用
- ・市町村における公共事業に関する現状の課題把握のため、以下の施策を実施
 - <自治体ヒアリング> 四国内12市町村で、関係者よりヒアリングを実施
 - <市町村キャラバン> ヒアリング実施以外の市町村を対象に、アンケートを実施

2) 公共工事品質確保に関する進捗状況

- ・総合評価方式の実施要綱の策定は、H25年度末で四国全体の95%（90/95市町村）が策定済
- ・近年は、総合評価方式による実施自治体数が横ばい（H23:44市町村→H25:43市町村）
- ・工事成績評定は、四国全体の66%（63/95市町村）の市町村で実施
- ・予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%（38/95市町村）

(2) 平成26年度実施計画（案）について（確認）

1) 協議会の活動方針について

昨年度末(H26.3)提案した方針（案）について、引き続き実施することで幹事会の了承を得た。

1. 自治体支援

従来の自治体支援施策は継続して実施。

2. 自治体における問題点、課題等について

公共事業実施における各市町村の問題点・課題等について継続して把握に努め、その解決に向け国と県が連携して対応にあたる

3. 公共事業の円滑な施工確保対策について（不調不落対策）

公共事業の施工確保を図るため、不調・不落対策の取組を進める。

また、今後、改正品確法に基づき検討される方針により必要に応じて取組を行う。

2) 実施計画について

- ・各県の既存協議会等を活用して、品質確保推進に関する必要な情報提供、主要議題における討議、意見交換の実施
- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的とした工事検査・成績評定の臨場
- ・自治体担当者等の必要な知識の習得、技術力向上を図るための既存研修制度の活用
- ・総合評価方式における学識経験者への意見聴取に、学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援の実施。
- ・国と県による市町村キャラバンの実施。
- ・公共事業の円滑な施工確保対策の実施

3) 協議会のスケジュールについて

- ・平成27年1月に四国地方公共工事品質確保推進協議会を開催する予定。
- ・改正品確法に基づき検討される方針により必要に応じて取組を行う。

◆説明会の開催

「建設業法等の一部を改正する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律並びに国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策に関する説明会」を開催

○説明者：国土交通本省 土地・建設産業局 建設業課
大臣官房 技術調査課
大臣官房 地方課

○本省より建設業法等の一部改正等について説明し、意見交換を実施。
改正後の品確法第22条に基づく運用指針策定に向けたスケジュールや骨子イメージに対する質問、意見が出された。

◆会議の全景

